

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="147 523 1081 576"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～3 [略]</p> <p>4 占用の期間が1月未満のもの及び岸壁、物揚場、栈橋、船揚場又は舗装した漁具干場若しくは野積場の占有で占有の期間が1月以上のものについての占有料の額は、この表により計算した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5 [略]</p>	[略]	<p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 523 2089 576"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～3 [略]</p> <p>4 占用の期間が1月未満のもの及び岸壁、物揚場、栈橋、船揚場又は舗装した漁具干場若しくは野積場の占有で占有の期間が1月以上のものについての占有料の額は、この表により計算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5 [略]</p>	[略]																										
[略]																													
[略]																													
<p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="147 914 1081 1214"><thead><tr><th colspan="2">施設の種類</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">レクリエーション等施設</td><td>栈橋</td><td>船長1メートルごとに1日につき<u>60円</u></td></tr><tr><td>岸壁</td><td rowspan="2">船長1メートルごとに1日につき<u>10円</u></td></tr><tr><td>船揚場</td></tr><tr><td>泊地</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">指定漁港施設</td><td>船長1メートルごとに1日につき<u>10円</u></td></tr></tbody></table> <p>[略]</p>	施設の種類		使用料	レクリエーション等施設	栈橋	船長1メートルごとに1日につき <u>60円</u>	岸壁	船長1メートルごとに1日につき <u>10円</u>	船揚場	泊地		指定漁港施設		船長1メートルごとに1日につき <u>10円</u>	<p>別表第3（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 914 2089 1214"><thead><tr><th colspan="2">施設の種類</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">レクリエーション等施設</td><td>栈橋</td><td>船長1メートルごとに1日につき<u>62円</u></td></tr><tr><td>岸壁</td><td rowspan="2">船長1メートルごとに1日につき<u>11円</u></td></tr><tr><td>船揚場</td></tr><tr><td>泊地</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">指定漁港施設</td><td>船長1メートルごとに1日につき<u>11円</u></td></tr></tbody></table> <p>[略]</p>	施設の種類		使用料	レクリエーション等施設	栈橋	船長1メートルごとに1日につき <u>62円</u>	岸壁	船長1メートルごとに1日につき <u>11円</u>	船揚場	泊地		指定漁港施設		船長1メートルごとに1日につき <u>11円</u>
施設の種類		使用料																											
レクリエーション等施設	栈橋	船長1メートルごとに1日につき <u>60円</u>																											
	岸壁	船長1メートルごとに1日につき <u>10円</u>																											
	船揚場																												
泊地																													
指定漁港施設		船長1メートルごとに1日につき <u>10円</u>																											
施設の種類		使用料																											
レクリエーション等施設	栈橋	船長1メートルごとに1日につき <u>62円</u>																											
	岸壁	船長1メートルごとに1日につき <u>11円</u>																											
	船揚場																												
泊地																													
指定漁港施設		船長1メートルごとに1日につき <u>11円</u>																											
<p>別表第5（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="147 1310 1081 1362"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～3 [略]</p> <p>4 占用の期間が1月未満のものについての公共空地等占有料の額</p>	[略]	<p>別表第5（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 1310 2089 1362"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～3 [略]</p> <p>4 占用の期間が1月未満のものについての公共空地等占有料の額</p>	[略]																										
[略]																													
[略]																													

は、この表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする

。

5 [略]

別表第6（第18条の5関係）

単 位	利用料金の上限額
4輪以上の自動車1台1回につき	<u>1,340円</u>

は、この表により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする

。

5 [略]

別表第6（第18条の5関係）

単 位	利用料金の上限額
4輪以上の自動車1台1回につき	<u>1,370円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。